

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 8 月 2 日

三菱地所株式会社

株式会社ロイヤルパークホテル

2021年8月2日

株式交換に係る事後開示書類

東京都千代田区大手町一丁目1番1号
三菱地所株式会社
執行役社長 吉田 淳一

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
株式会社ロイヤルパークホテル
取締役社長 古草 靖久

三菱地所株式会社（以下「三菱地所」といいます。）と株式会社ロイヤルパークホテル（以下「RPH」といいます。）は、2021年5月26日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、2021年8月1日を効力発生日として、三菱地所を株式交換完全親会社、RPHを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に規定する事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日

2021年8月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2（差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による本株式交換の差止請求をしたRPHの株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

RPHは、会社法第785条第3項の規定により、株主に対し、2021年6月23日付で、本株式交換をする旨並びに三菱地所の商号及び住所を通知いたしましたが、RPH

に対して同条第 1 項に基づく株式買取請求をした株主はいませんでした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び会社法第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 会社法第 796 条の 2（差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

三菱地所は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行ったため、会社法第 796 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

三菱地所は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2021 年 7 月 9 日付で、本株式交換をする旨並びに RPH の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。

なお、三菱地所は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行ったため、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
本株式交換により三菱地所に移転した RPH の株式の数は、54,720,400 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項

- (1) 三菱地所は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した三菱地所の株主の有する株式の数は 1,900 株であり、当該株式数は、会社法第 796 条第 3 項及び同法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。

- (2) RPH は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 6 月 23 日付で、本株式交換に係る株式交換契約について株主総会の承認を得ております。

- (3) 三菱地所は、本株式交換に際して、本株式交換により三菱地所が RPH の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における RPH の株主名簿に記載又は記録された RPH の株主（但し、三菱地所を除きます。）に対し、RPH の株式に代わり、その有する RPH の株式 1 株につき、三菱地所の株式 0.025 株の割合をもって、割当交付いたしました。なお、三菱地所が割当交付した株式は、全て自己株式であり、その数の合計は 1,368,010 株です。
- (4) 本株式交換により三菱地所の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

以上